

令和7年度石岡市木の住まい助成事業補助金交付要綱

(令和7年3月31日石岡市告示第316号)

(趣旨)

第1条 この告示は、定住人口の増加、地域経済の活性化及び中心市街地の居住人口の確保を図るため、市民又は市外転入者が市内において自ら居住する木造住宅を建築する場合に、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の例によるほか、次に掲げるところによる。

- (1) 在来工法 構造耐力上主要な部分である土台、柱、壁、小屋組、横架材等に木材を用いた木造軸組工法をいう。
- (2) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、専ら自己の居住の用に供する住宅（兼用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸等営利を目的とするものは除く。
- (3) 申請者 補助金の交付を受けようとする者で、原則として工事請負契約書、設計業務委託契約書、工事監理業務委託契約書及び法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証において建築主であることが確認できる者をいう。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (4) 市外転入者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者以外の者で、市内に転入し定住する者をいう。
- (5) 中心市街地 石岡市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の区域をいう。
- (6) 工事着工 基礎部分などの根切り工事、山留工事、基礎の杭打ち工事及び地盤改良をいう。

(補助の対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 申請日現在において、申請者及び当該世帯に属する者が市区町村税を滞納していな

いこと。

- (2) 石岡市住まいづくり推進事業，石岡市子育て世帯新生活支援補助金，石岡市新婚世帯新生活支援補助金及び住宅建築に係る国費を財源とした補助事業を利用しないこと。
- (3) 市内に本社又は本店を有する事業者と工事請負契約，設計業務委託契約及び工事監理業務委託契約を締結して住宅を建築すること。
- (4) 市外転入者が申請する場合は，申請日現在において当該申請者と同一の世帯に中学生以下の子が属していること又は申請者が満20歳以上満45歳以下であること。
- (5) 申請者及び当該世帯に属する者が，石岡市暴力団排除条例（平成23年石岡市条例第17号）第2条第2号及び第3号の規定に該当する者でないこと。

（補助の対象住宅）

第4条 この補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は，次の各号のいずれの要件にも該当する住宅とする。

- (1) 在来工法により建築するものであること。
- (2) 建築する延べ床面積が70平方メートル以上であること。
- (3) 法第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受けているものであること。
- (4) 法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証が交付されるものであること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は，住宅の建築に要する額の10パーセント以内の額（この額に1,000円未満の端数があるときは，当該端数を切り捨てた額）であり，かつ，50万円を限度とする。

2 兼用住宅の建築による補助金の額は，居住の用に供する部分の床面積を兼用住宅の床面積で除した数に，当該工事に要する費用の額を乗じて得た額の10パーセント以内の額（この額に1,000円未満の端数があるときは，当該端数を切り捨てた額）であり，かつ，50万円を限度とする。

3 補助対象住宅を中心市街地に建築する場合には，前2項の規定により算出する補助金の額に10万円を加えるものとする。

4 補助金の交付は，補助対象住宅を建築する補助対象者に対して1回に限るものとする。

（交付の申請）

第6条 申請者は、申請年度における1月30日までの工事着工前に木の住まい助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書面を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があつた場合は、当該申請に係る書面等の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定するものとする。ただし、交付の決定前に工事着工したものは、この限りではない。

（交付の条件）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- （1） 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- （2） 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （3） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。
- （4） 補助金の交付の決定の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。
- （5） その他市長が必要と認める条件

（交付の決定の通知等）

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を木の住まい助成事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに、その旨を木の住まい助成事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」とい

う。)は、補助事業の内容について、次に掲げる変更理由が生じたときは、木の住まい助成事業補助金変更申請書(様式第3号)に関係書面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金額に変更が生じるとき。
- (2) その他市長が必要と認める事項を変更するとき。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは木の住まい助成事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)、その他にあつては木の住まい助成事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 申請者及び補助事業の内容の変更の申請をした者は、前2条の規定による通知を受けた場合において、補助事業の中止又は実施困難等により当該通知に係る補助金の交付の申請の取下げをするときは、市長が定める期日までに、木の住まい助成事業補助金交付申請取下書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(状況報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、木の住まい助成事業補助金実績報告書(様式第7号)に関係書面を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書面等によりその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、木の住まい助成事業補助金確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助事業に是正の見込みがなく、補助金を交付することができないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者に連絡するも

のとする。

(補助金の交付)

第15条 補助事業者は、補助金の額の確定について、前条第2項の規定による通知を受けたときは、請求書により補助金の交付を請求しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (5) 市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった場合においても適用があるものとする。

3 第9条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、木の住まい助成事業補助金返納・返還命令通知書（様式第9号）により、期限を定めて、その返納又は返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第17条 市長は、補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(令和5年度石岡市木の住まい助成事業補助金交付要綱の廃止)

2 令和5年度石岡市木の住まい助成事業補助金交付要綱（令和5年石岡市告示第303号

) は、廃止する。

年 月 日

石岡市長 宛

住所
氏名
電話

木の住まい助成事業補助金交付申請書

令和 7 年度石岡市木の住まい助成事業補助金交付要綱第 6 条の規定により，補助金の交付を受けたいので，下記のとおり関係書面を添えて申請します。

記

補助金交付申請額		金 円
補助対象建築物	建物所在地	石岡市
	用 途	☐ 一戸建て住宅 ☐ 兼用住宅
	面 積	延床面積 m ² （内 居住面積 m ² ）
	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
関 係 書 面		(1) 申請者の住民票謄本 (2) 世帯員全員の市区町村税の納税証明書 (3) 建築基準法に規定する確認済証の写し (4) 居住部分の面積が明らかになる図面及び計算書 (5) 工事請負契約書及び工事内訳書並びに建設業の許可証の写し (6) 設計業務委託契約書及び工事監理業務委託契約書並びに建築士事務所登録証の写し (7) 工事着工前の全景写真 (8) 工事工程表

(同意・宣誓欄)

私は、本申請に係る審査のため、私及び私と同世帯に属する者に係る住民基本台帳の記録及び市区町村税の納付状況並びにその他の関係事項について市長が確認することに同意します。

また、私は、本申請をするにあたり、令和 7 年度石岡市木の住まい助成事業補助金交付要綱第 3 条各号のいずれの要件にも該当する者であることを宣誓いたします。

申請者氏名(署名)

第 号
年 月 日

様
石岡市長

木の住まい助成事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった木の住まい助成事業補助金の交付については、令和 7 年度石岡市木の住まい助成事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 の 区 分		交 付 ・ 不 交 付
補 助 金 交 付 決 定 額		金 円
不 交 付 の 理 由		
補助対象 建築物	建 物 所 在 地	石岡市
	用 途	☐ 一戸建て住宅 ☐ 兼用住宅
	面 積	延床面積 m ² （内 居住面積 m ² ）
	着 工 予 定 日	年 月 日
	完 了 予 定 日	年 月 日

交付条件

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金の交付の決定の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。

様式第 3 号（第10条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

木の住まい助成事業補助金変更申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった木の住まい助成事業補助金について、下記のとおり変更したいので、令和 7 年度石岡市木の住まい助成事業補助金実施要綱第10条第 1 項の規定により、関係書面を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更後の補助金の申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 変更の内容 | | |
| 4 | 変更の理由 | | |
| 5 | 添付書面 | | |

変更後の書類の写し

第 号
年 月 日

様

石岡市長

木の住まい助成事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更については、令和 7 年度石岡市木の住まい助成事業補助金実施要綱第10条第 2 項の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金の交付の決定の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若しくはそれに基づく市長の処分違反したときは、補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。

様式第 5 号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

木の住まい助成事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった助成事業の変更については，令和 7 年度木の
の住まい助成事業補助金実施要綱第10条第 2 項の規定により承認したので通知します。

様式第 6 号（第11条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

木の住まい助成事業補助金交付申請取下書

年 月 日付けで交付決定通知のあった補助金について，令和 7 年度石岡市木の住まい助成事業補助金実施要綱第11条第 1 項の規定により，申請を取下げます。

取下げの理由

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名

電話

木の住まい助成事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった木の住まい補助金について，令和 7 年度石岡市木の住まい助成事業補助金交付要綱第13条の規定により，下記のとおり関係書面を添えて報告します。

記

交 付 決 定 額	金 円
事 業 の 完 了 年 月 日	年 月 日
関 係 書 面	(1) 建築基準法に規定する検査済証の写し (2) 工事請負契約書 (交付申請時に提出したものから変更があった場合) (3) 引渡し書の写し (4) 設計業務委託契約書及び工事監理業務委託契約書 (交付申請時に提出したものから変更があった場合) (5) 工事監理報告書の写し (6) 工事工程写真及び工事完了後の全景写真 (7) 申請者の住民票謄本

様式第 8 号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

木の住まい助成事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について，補助金実績報告書の
審査結果に基づき，下記のとおり交付額を確定しましたので，令和 7 年度石岡市木の住ま
い助成事業補助金交付要綱第14条第 2 項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

木の住まい助成事業補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで交付決定・確定通知した補助金について、令和 7 年度石岡市木の住まい助成事業補助金交付要綱第16条第 4 項の規定により、下記のとおり返納・返還するよう通知します。

記

- 1 返納・返還すべき金額 金 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返納・返還方法 別紙返納通知書による。
- 4 補助金の内容

交 付 決 定 通 知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補 助 金 交 付 決 定 額	円
確 定 通 知	年 月 日付け通知（ 第 号）
補 助 金 確 定 通 知 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	円（ 年 月 日交付）
返 納 ・ 返 還 事 由	

- (1) 交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は、それぞれ石岡市補助金交付規則第 10 条第 1 項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第 19 条第 1 項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は、取消し後又は変更後のものを記入すること。
- (2) 石岡市補助金交付規則第 19 条第 1 項の規定による決定の取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までに応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので、速やかに返還すること。
- (3) 補助金等の返納又は返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので、速やかに返納又は返還すること。